

議案第 29 号

専決処分につき承認を求めることについて

平成17年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第2回）を定めることについては、市議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成18年5月17日提出

生駒市長 山下 真

専 決 処 分 書

平成17年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第2回）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

平成17年度生駒市老人保健特別会計補正予算（第2回）

平成17年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247,647千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,650,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		4,293,577	206,786	4,500,363
	1 支払基金交付金	4,293,577	206,786	4,500,363
2 国庫支出金		2,003,928	40,861	2,044,789
	1 国庫負担金	2,003,032	40,861	2,043,893
歳 入 合 計		7,403,072	247,647	7,650,719

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医療諸費		7,204,406	247,647	7,452,053
	1 医療諸費	7,204,406	247,647	7,452,053
歳 出 合 計		7,403,072	247,647	7,650,719

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 医療費交付金	4,257,778	206,786	4,464,564	1 医療費交付金	206,786	
計	4,293,577	206,786	4,500,363			

[単位 千円]

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 医療費負担金	2,003,032	40,861	2,043,893	1 医療費負担金	40,861	
計	2,003,032	40,861	2,043,893			

[単位 千円]

歳出

(款) 2 医療諸費

(項) 1 医療諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			明	
				特定財源		一般財源		
				国庫支出金	地方			その他
1 医療給付費	7,169,185	247,647	7,416,832	40,861 (国負)	206,786 (基)	206,786	247,647	医療給付費
計	7,204,406	247,647	7,452,053	40,861	206,786	206,786		

[単位 千円]